



経理の窓12月号

平成26年12月1日号

この一年間ありがとうございました。良いお年を迎えられますように。

今月の税務

法人
地方税 : 10月決算法人の確定申告と納税
固定資産税と都市計画税の第3期分の納付

個人事業主の方の記帳・帳簿等の保存について

平成26年1月から個人で事業や不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要になりました。所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

(1) 記帳・帳簿書類の保存をする必要のある方

- ・事業所得や不動産所得・山林所得を生ずべき業務を行うすべての方
- ・記帳する内容

売上などの収入金額、仕入や経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上・仕入・経費の金額等を帳簿に記載します。

(2) 帳簿書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存します。

【白色申告の方の帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
(帳簿)	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
(書類)	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書・納品書・送り状・領収書などの書類	5年

【青色申告の方の帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間	
(帳簿)	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年	
(書類)	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
	現金預金取引関係書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年*
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類 請求書・見積書・契約書・納品書・送り状など	5年

*前々年分所得が300万円以下の方は5年

※保存期間は、帳簿については、その閉鎖の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間、
書類については、その作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間（又は5年間）
となります。

(3) 記帳の方法

【白色申告の方の記帳】

白色申告の方は、簡易な方法による記帳が認められています。

日々の取引については、現金や預金への入出金があったときに記帳をして、年末に、売掛金や買掛金、未払金（未払費用）、前払金などの残高を記帳する方法です。

少額な現金売上や現金仕入等は、日々の合計金額を一括記載するなど、簡便な方法でできます。

売上や雑収入に関する帳簿、仕入帳、仕入以外の費用に関する帳簿などがあります。

【青色申告の方の記帳】

青色申告の方は、原則として、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。簡易帳簿で記帳してもよいことになっています。

簡易帳簿には、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳があります。

簡易帳簿に、「債権債務等記入帳」を備えることにより、正規の簿記の原則に従った記帳ができます。

「債権債務等記入帳」には、預金出納帳、受取手形記入帳、支払手形記入帳などがあります。

(4) 消費税の経理処理

消費税の記帳には、税込経理方式と税抜経理方式があります。いずれの方式を選択するかは、事業者の任意ですが、原則としてすべての取引について同一の方式で経理する必要があります。

帳簿への法定の記載事項は、①取引の相手方（売上先・仕入先等）の氏名・名称 ②取引年月日

③取引内容 ④取引金額 です。

帳簿や請求書等の両方の保存が必要で、原則として7年間保存します。

(5) 青色申告特別控除について

(1) 青色申告の方の不動産所得、事業所得又は山林所得の各金額は、総収入金額－必要経費により計算した金額から、次のいずれか少ない金額を青色申告特別控除として控除します。

① 10万円

② 総収入金額－必要経費により計算した不動産所得、事業所得又は山林所得の各金額の合計額

(2) 青色申告の方が事業につき帳簿書類を備えつけて各金額にかかる一切の取引を詳細に記録している場合には、(1)にかかわらず、総収入金額－必要経費により計算した金額から、次のいずれか少ない金額を青色申告特別控除として控除します。

①65万円

②総収入金額－必要経費により計算した不動産所得、事業所得又は山林所得の各金額の合計額

65万円の青色申告特別控除は、帳簿書類に基づき作成された**貸借対照表**、損益計算書その他各所得金額の計算に関する明細書の添付があり、**確定申告書を提出期限内に提出した場合**に適用されます。現金主義適用者と事業的規模でない不動産貸付業を営む方には、最高10万円の青色申告特別控除が適用されます。

(3) 青色申告特別控除は、不動産所得、事業所得又は山林所得の各金額から順次控除します。

有限会社たべい TEL 043-422-5836 FAX 043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>

